

新城市広告掲出基準

(趣旨)

第1条 新城市広告掲出要綱(平成19年4月1日施行)第4条第2項の規定に基づき、広告掲出について必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 新城市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告を掲載しない業種又は事業者等)

第3条 次に定める業種又は事業者の広告は掲出しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業を行う事業者
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- (15) 本市の市税等を滞納している事業者
- (16) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(広告の掲出基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体には掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

- ウ 粗悪品等広告掲出が適当でないと思われる商品又はサービスの提供に係るもの
- エ その他法令等に違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、買春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等、公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの、又はそのおそれがあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を損傷し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - エ その他基本的人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの
 - ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの(政党広告を含む)
 - イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの(選挙広告を含む)
 - ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - エ その他政治性のあるもの又は宗教性のあるもので広告掲出対象として適切でないもの
- (5) 迷信又は非科学的なもの 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
 - ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ウ その他社会問題についての主義主張であって広告掲出対象として適切でないもの
- (7) 個人の氏名を広告するもの
 - 個人の名を広告するもので、売名行為となるおそれがあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの
 - イ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
 - ウ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれがあるもの
 - エ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
- イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- オ その他内容又は責任の所在が不明確なもので広告掲出対象として適切でないもの

(10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
例:「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等(掲出に関しては、根拠となる資料を要する)
- イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの 例:「今が最後のチャンス(今、購入しないと次はないという意味)」等
- ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等に違反する業種、商法及び商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- コ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- サ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
- シ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの
- ス 他人名義の広告
- セ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現(編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む)を含むもの

(11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)等を肯定するもの

- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- キ その他青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他掲出不可とするもの
 - ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - エ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
 - オ 占い、運勢判断等に関するもの
 - カ 通貨及び郵便切手を複写したもの
 - キ 謝罪、釈明等に関するもの
 - ク 尋ね人、養子縁組等に関するもの
 - ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
 - コ 著作権、肖像権の侵害にあたるもの
 - サ あたかも本市が推奨しているような表現のもの
 - シ その他、市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(広告の掲出留意)

第5条 次の各号に掲げるものは、掲出にあたり留意が必要である。

(1) 人材募集

- ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲出しない。
- イ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲出しない。
- ウ 労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令を遵守していないものは掲出しない。

(2) 語学教室、学習塾、予備校等

- ア 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
- イ 合格率などの実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示すること。

(3) 資格講座

- ア 国家資格取得を目指す講座において、受講とは別に国家試験を受験する必要がある場合はその旨を表示する。
- イ 民間団体が設けた資格については、公的な資格でない旨を明確に表示する。
- ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲出しない。
- エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(4) 病院、診療所、助産所等 広告できる事項は、医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5及び6条の7、関連法令、厚生労働省告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に従う。

(5) 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)

ア 広告できる事項は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定に従う。

イ 施術者の技能、技術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

(6) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器 薬事法(昭和35年法律第145号)第66条から第68条までの規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

(7) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品 健康増進法(平成14年法律第103号)第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

(8) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス又はその他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般(介護老人保健施設を除く。)

(ア) 介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲出主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

例:「〇〇市事業受託事業者」等

イ 介護老人保健施設 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

ウ 有料老人ホーム

(ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知)に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 有料老人ホームに関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。

エ 有料老人ホームの紹介業

(ア) 広告掲出主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(イ) 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(9) 不動産業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記する。

イ 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従うものとする。

ウ 契約を急がせる表示は掲出しない。

(10) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等 掲出内容は、名称、所在地、連絡先等の一般的な事業案内等に限り、依頼者名の表示はしない。

(11) 旅行業

ア 登録番号、所在地を明記する。

イ 旅行の内容について、誤解を招き、不当に顧客を誘引するおそれのある表示がなされていないこと。

ウ その他広告表示について、旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の7及び第12条の8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(12) 通信販売業 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から第11条までの規定に反しないこと。

(13) 映画・興行等

ア 年齢制限等の一部規制を受けるものはその内容を表示する。

イ 内容を極端にゆがめ、又は一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

(14) 古物商、リサイクルショップ

ア 営業形態に応じ、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

(15) 結婚相談所、交際紹介業 業界団体に加盟していること。

(16) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」については、国土交通省の規制に基づく適正業者であること。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しないこと及びその旨を表示すること。

(17) ウィークリーマンション等 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(18) 規制業種の事業者による規制業種に関するもの以外の内容の広告 本基準1で定める規制業種に該当する事業者による、規制業種に直接関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲出を認める。例:たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

(19) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織 掲出内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(20) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。例:「お酒は二十歳を過ぎてから」

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止。

例:「お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿」等

(その他)

第6条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年8月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年7月15日から施行する。

(経過措置)

改正前の規定により申し込まれた広告については、なお従前の例による。